# 令和８年度岡山県水島港利用促進支援事業費補助金（大口継続利用）実施要領

## １　事業内容

外貿定期コンテナ航路又は国際フィーダー航路を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う荷主に対し、その実績に応じて補助金を交付して支援することにより、水島港国際コンテナターミナルの利用促進及び水島港国際コンテナターミナルにおける国際コンテナ貨物取扱量の増加を図る。

## ２　用語の定義

この公募要領で使用する用語の定義は、「令和８年度岡山県水島港利用促進支援事業費補助金（大口継続利用）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に規定するとおりとする。

## ３　事業計画書等の提出

### （１）事業計画書

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、郵送、持参又は電子申請（岡山県電子申請サービス（以下「県電子申請サービス」という。）によるものに限る。以下同じ。）により事業計画書を提出しなければならない。

申請者は、郵送又は持参により提出する場合、土曜日、日曜日又は祝日等の閉庁日を除く開庁日の８時30分から17時15分までに提出書類が受理されるよう提出しなければならない。

#### ①　提出方法

##### ア　郵送又は持参により提出する場合

必要事項を記入し、書類の原本を提出する。郵便等による提出は、書留郵便、配達記録郵便その他これらに準じる方法によるものとする。

##### イ　電子申請（県電子申請サービス）により提出する場合

必要事項を県電子申請サービスに入力し、書類の電子データを県電子申請サービス上で添付し送付する。PDF等のデータとすることが困難な場合、郵送での提出も可能とするが、その場合、当該提出書類の原本を提出することとする。

#### ②　提出期限

令和９年11月１日（月）（交付要綱第６条第３項の規定により期限を繰り上げ、又は延長した場合はその期日）17時15分までに下記提出先へ必着とする。

なお、電子申請により提出書類を提出する場合、上記時間までに県電子申請サービス上で提出が完了しなければならない。

**③　提出先**

**ア　郵送又は持参により提出する場合**

岡山県土木部港湾課　計画振興班
〒700-8570　岡山県岡山市北区内山下二丁目４番６号
Tel：086-226-7486　　Fax：086-227-5551

**イ　電子申請（県電子申請サービス）により提出する場合**

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_initDisplay

**（２）年別事業実績報告**

**①　提出方法**　（１）①に同じ。

**②　提出期限**

各年、翌年の１月末日 17 時 15 分までに下記提出先へ必着とする。

なお、電子申請により提出書類を提出する場合、上記時間までに県電子申請サービス上で提出が完了しなければならない。

**③　提出先**　　（１）③に同じ。

**（３）交付申請書**

**①　提出方法**　（１）①に同じ。

**②　提出期限**

令和 11 年 1 月 31 日（水）（交付要綱第７条第２項の規定により期限を繰り上げ、又は延長した場合はその期日）17 時 15 分までに下記提出先へ必着とする。

なお、電子申請により提出書類を提出する場合、上記時間までに県電子申請サービス上で提出が完了しなければならない。

**③　提出先**　　（１）③に同じ。

## ４　留意事項

**（１）同一のコンテナ貨物の申請について**

同一のコンテナ貨物については、重複して申請することはできない。

**（２）帳簿書類等の保存**

申請者は、補助事業に係る帳簿書類等を補助事業の完了後５年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しなければならない。

**【提出・問い合わせ先】**

岡山県土木部港湾課　計画振興班
〒700-8570　岡山県岡山市北区内山下二丁目４番６号
Tel：086-226-7486　　Fax：086-227-5551
E-mail:　kowan@pref.okayama.lg.jp